

第5章 活用計画

第1節 公開その他の活用の基本方針

弾薬庫及び講堂が遺存する旧陸軍歩兵第四四連隊（以下、第四四連隊を記す）跡地は、明治30（1897）年から昭和20（1945）年の間、高知県の郷土部隊である第四四連隊が兵営として利用した敷地の一部であり、ここから度重なる戦争に高知県関係者の多くが出征していった、その史実を知るために、戦争を体験した世代にとっても、戦後生まれの世代にとっても、大変重要な場所である。

第四四連隊跡地の保存活用については、周囲に点在する旧軍施設や遺構、あるいは、戦争体験者の証言などとも関連付けながら、小中学生をはじめとする県内のあらゆる世代が、第四四連隊及び関連部隊の歴史や時代背景について理解し、実際に残された建造物を見学することで、「平和の尊さ」を感じることができる場として整備する（図5.1.1）。

第2節 公開計画

1 敷地の公開

敷地全体を公開の範囲とし、開館日は基本自由見学とする。

2 建造物の公開

(1) 弾薬庫

弾薬庫内部は、事前予約の利用者に限定して公開する。すべての部屋を公開することとし、建物の特徴などをパネル等で解説する。

(2) 講堂

講堂内部は、事前予約の利用者に限定して公開する。関連資料を展示するための「展示スペース」、教育・学習・地域交流をより充実させ、企画展示やイベントなどを行えるよう「多目的スペース」・「教室」を設け、一般への有料での貸付も行う。



図 5.1.1 旧陸軍歩兵第四四連隊及び関連施設跡地の分布

3 関連資料の公開

公開資料については、第四四連隊及び関連部隊に関するものや、当時の時代背景に関連する資料を基本とし、第四四連隊に関する図面や風景写真、当時の新聞記事、賞状や感謝状などの写真パネルやレプリカなどを中心とする。

また、周辺関連施設を含む平面パネルや年表、解説パネルなども設置し、加えて戦争体験者や遺族の方々の証言記録等の展示を行う。

4 関連施設の公開

第四四連隊跡地周辺には当該連隊に関連する陸軍病院や陸軍墓地等の施設が設けられたことから、第四四連隊跡地に止まらず、朝倉地区は高知県の近代史を考える上で大変重要な場所である。

このため、第四四連隊跡地と周辺に点在する関連施設（練兵場、陸軍病院、射撃場、陸軍墓地、軍馬鳳龍の墓など）の跡地を繋ぐ見学コースを策定した上で、計画敷地には見学コースの案内板を設置する。また、各関連施設の跡地には解説板を置き、計画敷地と周辺関連施設の一体的な活用を図る。

第3節 活用基本計画

1 計画条件の整理

(1) 建築基準法

計画地は都市計画法による第一種住居地域にあたり、博物館・倉庫等の用途に供することができる。弾薬庫及び講堂は今後の修理工事が大規模な修繕・大規模な模様替え・改築等に該当した場合、建築基準法遡及となり、用途に応じて整備の必要があり文化財価値を損なう改変の必要も考えられる。修理工事が大規模な修繕・大規模な模様替え・改築を含む建築行為に適用されない修理範囲・施工計画の検討が重要となる。また、200㎡を超える講堂は法6条1項2号建築物にあたり、大規模な修繕・模様替えに該当する工事の実施は、確認申請の手続きが必要となる。

(2) 高知県ひとにやさしいまちづくり条例

国・地方公共団体の施設は整備基準への適合努力義務がある。出入口・廊下・傾斜路・アプローチ・案内表示等の整備の検討が必要である他、駐車場やトイレを設ける場合においても同様に、適した仕様を検討する。

(3) 高知市景観計画（公共建築物）

計画建物は、周辺市街地ゾーンに含まれるが、届出対象（建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの、又は延べ面積が1500㎡を超えるもの）外となる。ただし、公共建築物においては、以下整備方針が立てられており、配慮した計画とする。

①美しい眺めを守る

<方針>視点場としての公共施設

良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように配慮した計画・整備を行う。良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように配慮した計画・整備を行う。

<方針>眺める対象としての公共施設

それぞれの地域にふさわしいデザインとし、見られることを意識した計画・整備を行う。それぞれの地域にふさわしいデザインとし、見られることを意識した計画・整備を行う。

②豊かな自然を育む

<方針>みどりのネットワークの形成

みどりのネットワークを形成するためには、宅地内の緑化も重要な役割があるため、一般建築物の先導的役割を果たすため緑化を行う。みどりのネットワークを形成するためには、宅地内の緑化も重要な役割があるため、一般建築物の先導的役割を果たすため緑化を行う。

<方針>生態系に配慮した公共施設のデザイン

豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行う。豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行う。

③歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創る

<方針>歴史・風土を伝える公共施設

地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行う。

歴史・風土が感じられる場所では、それらと調和のとれた素材を活用する。

<方針>まちなみに適した公共施設

既存のまちなみの保全と共存に配慮した計画・整備を行う。

④まちの賑わいをつくる

<方針>地域コミュニティ形成のための公共施設

花火や祭りなどのイベントの視点場としての利用に配慮する。

市民の憩いの場となるような計画・整備を行う。

<方針>使いやすく安全な公共施設

さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行う。

⑤市民参加の景観づくりをすすめる

<方針>市民と行政の協働によるまちづくり

近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加の計画づくりを行う。

公共施設の美化活動など、市民と行政が一体となった施設管理を行う。

(4) 消防法

弾薬庫及び講堂は、消防法施行令別表一(8)項及び(17)項に規定される防火対象物である。設置義務が伴う消防設備等を抽出する。(表5.3.1)

登録文化財建造物を展示物として捉え屋外からの鑑賞に留めたとしても下記(8)項及び(17)項の取り扱いとなる。

(5) 文化財保護法

弾薬庫及び講堂は、文化財保護法第57条における登録有形文化財である。登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出る必要がある。

表5.3.1 消防設備

		【弾薬庫】	【講堂】
		延床面積：156.26㎡ 構造形式：煉瓦造 階数：平屋建	延床面積：247.88㎡ 構造形式：木造 階数：平屋建
用途	設備	適用条件	
		無窓階	有窓階
(8) 項 図書館・博物館・美術館	誘導灯	全部	全部(誘導標識)
	消火器具	無窓階床面積50㎡以上	—
	非常警報装置	収容人数20人以上	収容人数50人以上
(17) 項 重要文化財建造物	消火器具	全部	
	自動火災報知設備	全部	
	漏電火災報知器 (ラスマルタルのみ)	全部	
	非常警報装置	収容人数20人以上	収容人数50人以上
※ 講堂は有窓階扱いとしているが、雨戸や開口部木格子の是正が無ければ無窓階として扱う。 ※ 収容人数算定・・・(8)項：従業員数+展示に供する床面積÷3㎡、(17)項：床面積÷5㎡ ※ 自動火災報知機を設置した場合、非常警報設備の非常ベル等の省略可。ただし自動火災報知機を特定小規模施設用自動火災報知設備に代替した場合は、非常ベル等の設置は必要となる。 ※ 消防法施行前の建築物のため、遡及対象となる消防用設備等のみ現行法のとおり設置義務が生じる。屋内消火栓は遡及対象外となるため、設置義務はない。(消防法第17条の2の5適用除外)			

2 建築計画

(1) 平面計画

弾薬庫は、下屋の痕跡調査によって撤去された間仕切壁の形状が明らかになれば、創建時の平面をパネル等で説明する。活用上は、現状のままとする。主室の平面は、創建時から変更されていないため、現状平面をそのまま保存する。

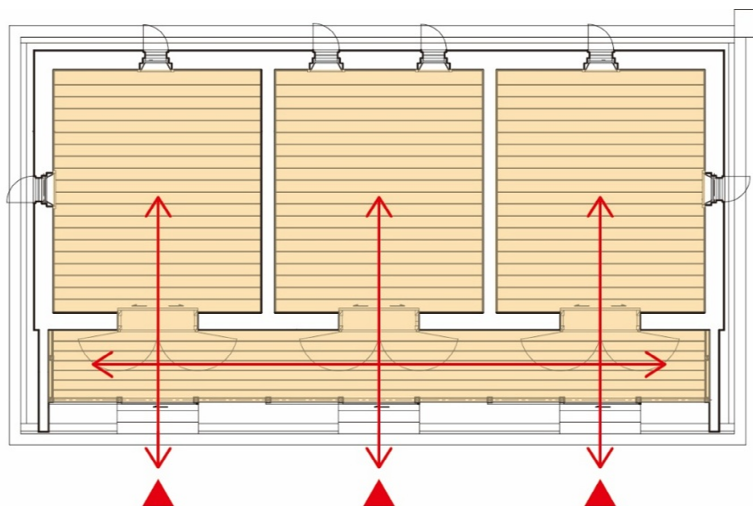
講堂は、痕跡調査で判明した創建時の平面をパネル等で説明する。活用上は、一部撤去された間仕切壁の位置に、展示空

間と教室空間を区切るための間仕切壁を新たに整備する。

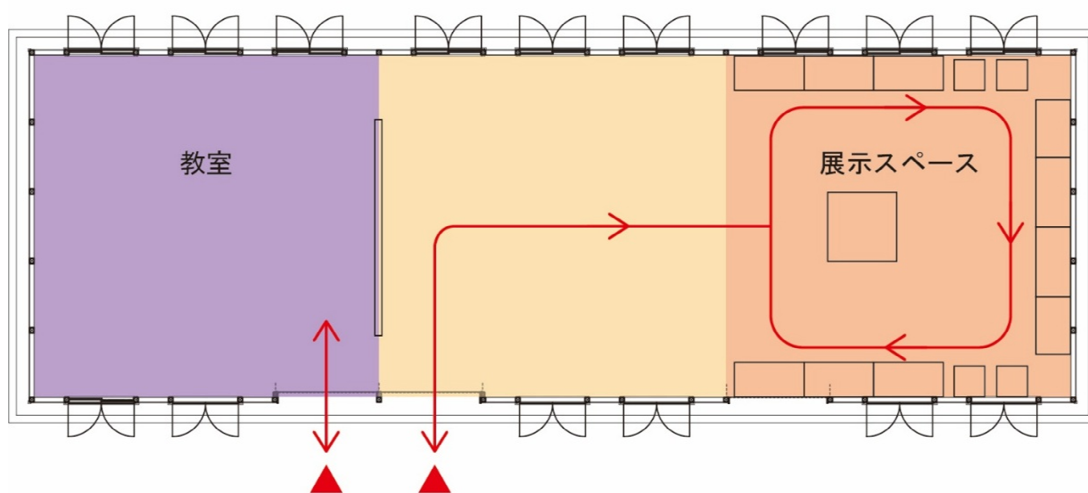
(2) 動線計画

弾薬庫は、既存出入口を主動線として利用する。

講堂は、既存の電動シャッターを撤去し、出入口を整備して主動線として利用する（図5.3.1）。



弾薬庫



講堂

凡例

	: 見学者出入口
	: 見学者動線
	: 一般公開
	: 一般公開（展示スペース）
	: 一般公開（教室）

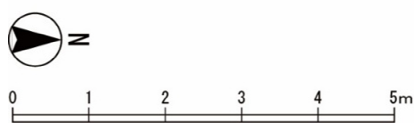


図5.3.1 建築計画

3 施設等整備計画

事務室・収蔵スペース等の管理運営施設や、トイレ・休憩スペースといった便益施設は登録文化財建造物とは別棟・別施設で設ける。また、案内板や解説板を敷地内の景観に配慮して配置する。

4 設備計画

登録文化財建造物内は換気・空調設備の設置を機能性・意匠性に配慮し検討する。既存の照明器具・コンセント・スイッチ・配管配線は展示計画に応じて、全て更新する。配管・配線は修理工事・耐震補強工事と併せて行い隠蔽とし、意匠性を損なわないように配管ルートを検討する。

自動火災報知設備の感知器は、国立印刷局高知出張所の閉鎖から14年経過し、点検も行われていないため更新すべき状況にある。受信機も同様で更新の必要があると思われる、R型受信機等への設置を検討する。

見学者の利便性向上のため、Wi-Fi等の通信設備の設置を検討する。

5 外構及び周辺整備計画

計画敷地内は、広場を使った活用や自由散策ができるように、国立印刷局時期の建造物・工作物を撤去し、樹木整理や芝

張りをするなどの整備を行う。また、敷地内に見学者用の駐車場を整備し、第四四連隊及び関連施設の跡地を見学する拠点とする。現状の敷地北側の出入口では大型バスの通行・展開が難しいため、西側に車両出入口を設ける(図5.3.2)。

敷地内の雨水排水処理は、今後排水ルート及び浸透・貯留施設等を検討していく。

6 管理・運営計画

管理運営の方法は、直営(一部業務の外部委託を含む)もしくは指定管理者制度を導入するか、また開館日や開館時間、運営スタッフなど具体的にどのように行うか、今後検討する。

第4節 実施に向けての課題

1 建具の整備、バリアフリー対応

弾薬庫の東側出入口には階段があり、さらに下屋から各主室に入る箇所にも約20cmの段差がある。内部公開し高齢者や車いす利用者が安全に利用できるようにするためには、傾斜路やリフトなどの整備が必要となる。傾斜路を設ける場合は「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準を基に設置する。またリフトを設置する場合でも文化財価値の影響を最小限とするよう検討する。

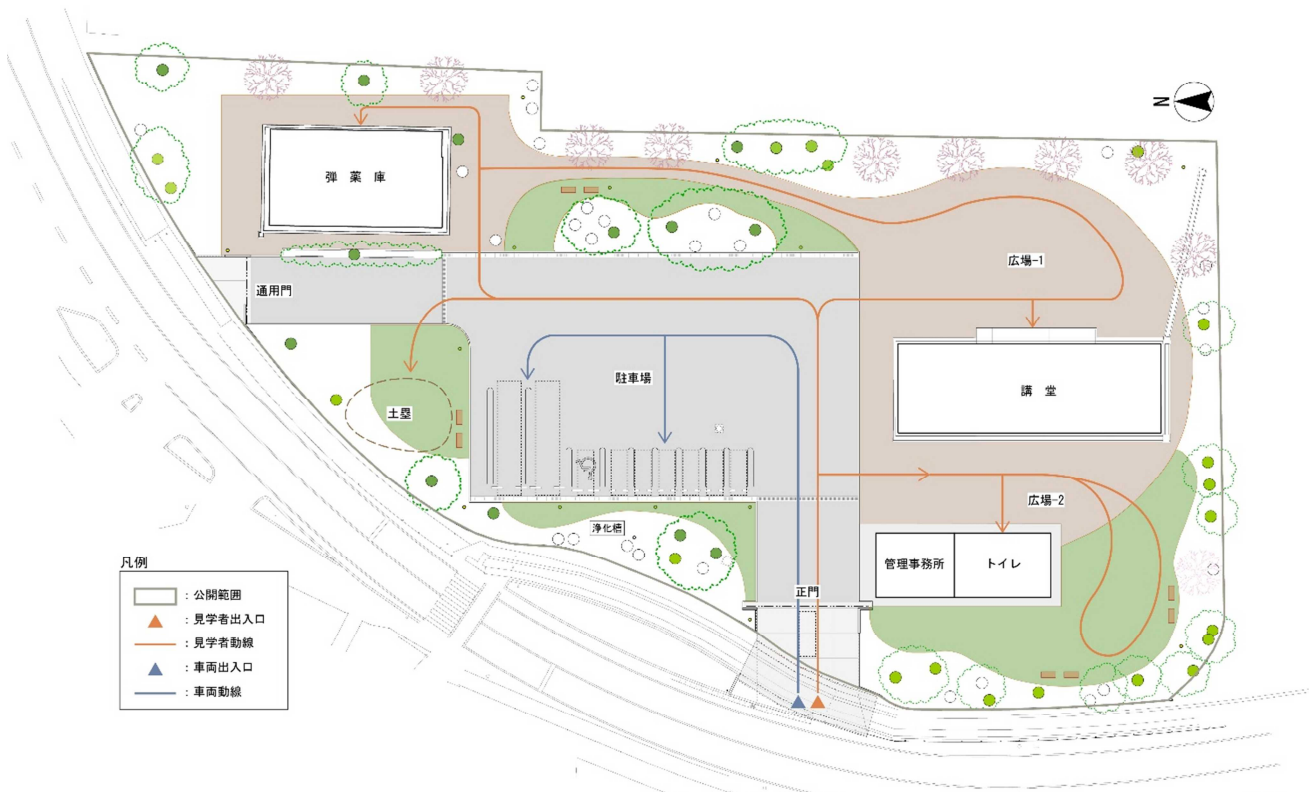


図 5.3.2 全体計画図

第5章 活用計画

現状の講堂出入口の電動シャッターでは、公開施設として入退館上、利用が難しい。意匠に配慮した建具の整備又は調査に基づいた復原により改める必要がある。その際にも「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準に則して出入口幅や足元の傾斜を考慮する必要がある。

前述の通り、消防設備等は消防法施行令別表一（8）項の防火対象物による設置義務に則して設置する必要があるが、無窓階の扱いになるか否かで設置義務対象設備も変わる。無窓階の判定は、開口部や建具の形状・仕様・寸法に応じて判断されるため、復原・整備の際に併せて検討する。

その他、敷地内アプローチやバリアフリートイレ、駐車場、駐輪場など新設するものについても、登録建築物との調和をとりながら整備検討する。

2 復原・修理の方針

数少ない古写真・図面や、既存材の製造時期や痕跡をみると創建当時から取り替えられている材がいくつか見受けられる。箇所によっては復原できる可能性もあるかもしれないが、建造物維持のために取り替えられた材も含まれるため、安全性・性能維持に十分留意し検討していく。

3 管理・便益施設の新設

弾薬庫及び講堂は、倉庫として長く利用されてきており、管理機能や便益機能は備えていない。公開のためにそれら機能を建築物内に設けるには改変が大きいため、別棟で新設を検討する。

計画地は公開にあたり、立地より車での来訪が多いと想定され、また小中学校の課外授業として大型バスの受け入れとして駐車場の整備が必要となる。計画地内の見学動線と被らない安全面を考慮した位置の車両出入口を検討する。

4 設備の更新・新設

(1) 電気設備

公開する弾薬庫及び講堂内には照明機器が残るが、今後展示による活用を考えると、適した照度のもと機器を選定し更新しなければならない。また省エネルギー化を考慮したとき現行規格の機器への取替を検討する。

展示計画や附属建物の電気容量に応じた受電設備の設置を検討する。

(2) 空気調和設備

建築物内の公開にあたり入館者の一定の滞在時間が考えられ、空調設備や換気設備を新たに設ける必要がある。ただし、気密性が高くない既存建築物に現行基準の室内環境を求めようとするとは過剰に機器を導入してしまう可能性があるため、文化財価値に影響が少ないよう留意しながら計画をしていく。

(3) 給排水・衛生設備

給排水設備やトイレは弾薬庫及び講堂には、設けられておらず、新たに備える必要がある。トイレの一つ以上は「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準に則したバリアフリートイレとして整備を検討する。